懲戒処分の公表

伊佐湧水消防組合は、下記のとおり処分を行ったので公表します。

事案の概要	被処分者は、令和7年2月23日午前11時頃、飲酒しているにもかかわらず、自家用車を運転し、鹿児島市内において、追突事故を起こした。 事故処理後、警察官による検査で基準値を超えるアルコール分 (0.25未満)が検出された。 令和7年7月24日に酒気帯び運転及び安全運転義務違反の行政処分が下され、本処分を行った。
処分の時期	令和7年8月1日
被処分者 及び 処分の種類	所 属消防本部役 職 係長(消防司令補)性 別 男性年 齢 50歳代処分の種類 懲戒停職5か月処分理由地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号地方公務員法第33条